

## 【福祉用具が必要となる具体的な状態像や疾患の事例】

以下は、あくまでも《表3》i～iiiの状態像に該当する可能性があるものを例示している。確認申請に際しては、医学的な所見によって利用者が該当する状態像を判断する。

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容
状態の変化	特殊寝台 床ずれ防止及び体位変換器 移動用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	特殊寝台 床ずれ防止及び体位変換器 移動用リフト	重度の関節リウマチ等で、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
急性増悪	特殊寝台 床ずれ防止及び体位変換器 移動用リフト	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
医師禁忌	特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	床ずれ防止及び体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

平成19年3月14日厚生労働省「地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議資料」より